国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	842,000	1,158,000	579,000	895,000	316,000	632,000	316,000	632,000	84,000	132,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ･ﾄﾞﾙ	232	319	159	246	87	174	87	174	23	36
ブラジル	ﾍｱﾙ	592	814	408	630	222	444	222	444	60	92
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	2,830	3,895	1,945	3,010	1,060	2,125	1,060	2,125	285	440
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ･ﾄﾞﾙ	232	319	159	246	87	174	87	174	23	36
ペルー	ｿﾙ	432	595	297	459	162	324	162	324	43	68
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	2,837	3,901	1,950	3,014	1,064	2,128	1,064	2,128	284	443
メキシコ	ﾒｷｼｺ･ﾍﾟｿ	2,080	2,860	1,430	2,210	780	1,560	780	1,560	210	330